

騒音規制法に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令 別表第2)

特定建設作業の種類	
くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く
くい抜機を使用する作業	すべて
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式を除く
びょう打機を使用する作業	すべて
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が15kw以上
コンクリートプラントを設けて行う作業 （モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上